

**振興貸付に係る事業計画書作成者への生活衛生融資制度の
取扱いについて（案）**

1. 事業計画書の取扱いについて

- ・各都道府県指導センターも、事業計画書を検証することとしてはどうか。
- ・各都道府県指導センターも、資金証明書を発行することとしてはどうか。
- ・事業計画書策定者の経営指導のフォローアップを、各都道府県指導センターに所属する経営指導員も行うこととしてはどうか。
- ・計画終了時に事業計画の達成度合を自己評価することとしてはどうか。
- ・事業計画書を日本政策金融公庫に提出することとしてはどうか。

2. 「事業計画書」の改正について

- (1) 現状欄を追加することにより、現在の経営状況について自己分析することとしてはどうか。
- (2) 「経営計画」欄を「本計画の期待される効果」に変更することとしてはどうか。
- (3) 事業主の依頼欄に「会計書類を添えて」を追加することとしてはどうか。

3. 「一定の会計書類」について

- (1) 原則、青色申告書（又は白色申告書）の写しを添付することとしてはどうか。
- (2) 開業予定者及び創業間もなく決算実績がない者については、借入申込書に記載された「創業計画書」などにより「一定の会計書類」の代わりとしてはどうか。

振興事業に係る事業計画書を作成した生活衛生融資制度の概要（新規）

生活衛生営業者の経営力向上や資金調達の円滑化等を促進する観点から、「振興事業に係る事業計画書」を策定し、一定の会計書類を備えている生活衛生営業者に対して、振興事業貸付に定める貸付利率から0.15%低い貸付利率で融資するもの。

	内 容
目 的	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき、振興計画を策定した組合の組合員が事業計画書を策定するとともに、一定の会計書類を備えることで、経営基盤が脆弱で信用力の乏しい生活衛生営業者の経営力向上を促し、ひいては、零細事業者が大多数を占め、生衛法の目的とされる生活衛生営業者の資金調達の円滑化等に寄与することを目的とする。
貸付対象	貸付制度に定める資金使途
貸付限度	貸付制度に定める貸付限度額
貸付期間	貸付制度に定める貸付期間以内
貸付利率	貸付制度に定める貸付利率から0.15%低い貸付利率

1. 事業計画書の位置づけ

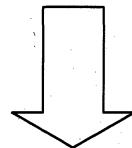
振興事業貸付は、個々の事業者が生活衛生同業組合により策定された「振興計画」（注）に基づき事業を実施することを促進し、もって生活衛生営業者（以下「生衛業」という）の振興を推進するための制度である。

事業計画書は、個々の事業者が振興計画に基づく具体的な事業計画の策定を行い、組合の検証を受けることで、自主的・具体的な振興計画の取組みの推進を図り、生衛業の振興を一層推進するための制度であり、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に根拠をもつ合理的なものである。

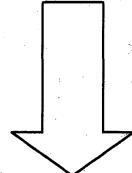
（注）「振興計画」とは、厚生労働大臣が生衛業の振興を図るために示す「振興指針」について、その具体的な取り組みの促進を図るために各組合が策定し、厚生労働大臣の認定を受けるものである。

2. 現在の事業計画書の取扱の流れ

○申込人は、「事業計画書」を作成し組合の検証を受ける。



○組合は、「事業計画書」の検証を行い、「資金証明書」の所定欄に検証を行った旨、記載する。



○「事業計画書」は申込人が保管し、組合は当該申込人に対して、経営指導等のフォローアップを特別相談員が行う。

※将来的には、振興計画を策定している組合の組合員は、事業計画書を作成することを原則とするよう誘導することとした。

記入例

(別紙様式)

振興事業に係る事業計画書（案）

下線部が修正箇所

事 項	内 容
事業の目的	高齢化社会へ対応するための店舗改装を行い、集客力の増強を図ることを目的とする。
振興計画上の位置付け	少子・高齢化社会への対応に関する事業
計画期間※1	3年
経営目標※2	計画期間の3年間において、直近の決算期における実績に対し売上高を9%以上向上させることを目標とする。
現 状	店舗入り口に段差があり、特に高齢者の来客者に負担をかけている。また、築35年を超えており、店舗の老朽化が著しく、店舗の印象が悪い。
事業の実施方法	店舗内の段差を解消するとともに、手すりの設置、通路の拡張を行い、バリアフリーの推進を図る。
事業の確実性	高齢者が増加している地域の現状を踏まえ、バリアフリー化を推進することにより、高齢者が来店しやすい店舗環境を整え、集客数を増加させる。また、毎四半期集客数や売上実績をチェックし、経営目標達成のための対策を検討・実施していく。
本計画の期待される効果	地域の現状を踏まえた高齢化社会への対応を図ることにより、社会への貢献を進めるとともに、地域に根ざした経営を行うことにより、売上高の増加につなげていく。また、将来的には、支店を増やすなど経営拡大を図る。
その他※3	同業者や異業種との情報交換を行うとともに、地域社会に根ざした施設の整備を図る。

平成23年 4月〇〇日

事業計画書及び会計書類を提出しますので検証方依頼します。

(商号又は法人名) 太郎旅館

(住所又は所在地) 〇〇県▲▲市△△町1-2-3

(事業主又は代表者名) 生衛 太郎 印

上記事業計画について、検証済みである。

平成23年 4月〇〇日

(組合名) 〇〇県▲▲業生活衛生同業組合

(理事長名) 振興 一郎 印

※1 「計画期間」欄は、振興計画の残存期間内の5年以内を記載すること。

2 「経営目標」欄は、計画期間において直近の決算期における実績に対する売上高若しくは経常利益の上昇率を記載すること。

3 その他欄は、事業の実施に際して特記すべき事項を記載すること。

「振興事業に係る事業計画書」記入要領

1. 「事業の目的」欄

経営の改善等に資する目的を記入する。

(記入例)

- 高齢者等の集客増強 売上の増強 収益力の向上 経営の効率化
- 衛生水準の向上 集客力の増強 人材の育成 事業の承継
- 地域の活性化 等

2. 「振興計画上の位置付け」欄

振興指針及び振興計画に基づいた内容を記入する。

(記入例)

- 独自性の発揮 サービスの見直し・向上 施設及び設備の改善 新規顧客の獲得・確保 従業員の資質の向上 人材育成・自己啓発の推進
- 利用者の利益の増進 経営管理の合理化・効率化 従業員の技能の改善向上 事業の共同化・協業化 従業者の福祉の充実 事業の承継
- 後継者支援 少子・高齢化社会等への対応 環境の保全 食品循環資源の再生利用の推進 省エネルギーの強化 リサイクル対策の推進
- 食品関連情報の提供 行政施策の推進 食育への対応 禁煙等に関する対策 飲酒運転の防止 地域との共生 等

3. 「計画期間」欄及び「経営目標」欄

次表のとおり、直近の決算期における売上高若しくは経常利益の実績に対して、各計画期間内に定められた上昇率を記入する。

例えば、計画期間が4年であれば、「売上高12%アップ」若しくは「経常利益4%アップ」と記入する。

計画期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
売上高	3%	6%	9%	12%	15%
経常利益	1%	2%	3%	4%	5%

4. 「現状」欄

現在の現状を記載する。

5. 「事業の実施方法」欄

上記1の「事業の目的」に記載した目的を達成するために行う方策について内容を記入する。

(記入例)

- バリアフリーの推進 支店の開設 店舗の改装 客席数の増
- 厨房設備の更新 新規取引先の獲得 仕入先の見直し 研修の充実

6. 「事業の確実性」欄

上記3の「計画期間」内における「経営目標」である売上高等の上昇率を達成するために行う方策について内容を記入する。

(記入例)

- 毎四半期実績をチェックし、対策を検討・実施する。
- 定期的に実績をチェックし、進捗状況を把握する。
- 毎月の収支をチェックし、改善等に役立てる。
- 従業員と実績等の情報を共有し、改善等に役立てる。 等

7. 「本計画の期待される効果」欄

上記3の「計画期間」内における売上高の増加など、事業の達成により期待される効果を記入する。

(記入例)

- 地域に根ざした経営を行う、売上増を図る。
- 高齢化社会に対応し、顧客の増を目指し、売上高の増につなげていく。
- 将来的には、支店を増やしていく。
- 等

8. 「その他」欄

事業の実施に際して特記すべき事項を記入する。なお、特記すべき事項がない場合は、記入不要である。

(記入例)

- 同業者や異業種との情報交換を行う。
- 近隣の老人介護施設へ出張サービスを開始する。
- 省エネルギーの設備を導入し、経費の圧縮を図る。
- 定期的にフリーペーパー等に広告を掲示し、集客力の向上を図る。
- 仕入先を見直し、利益率を向上させる。

【参考】

青色申告制度とは

我が国の所得税は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し、納税するという「申告納税制度」を探っている。

1年間に生じた所得金額を正しく計算する為に、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい所得税の申告をする人については、所得金額の計算などについて有利な取扱を受けることができる制度である。

青色申告に必要な帳簿

正規の帳簿で記帳するもの	年末に貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記【複式簿記】に基づく帳簿 ・総勘定元帳　・補助元帳　・残高試算表　・仕分日記帳など この方法で記帳すると、営業（事業）所得のある方又は事業的規模の不動産所得者は、青色申告特別控除は65万円の適用となる。
簡易帳簿で記帳するもの	備えつけるべき簡易帳簿 ・現金出納帳　・売掛帳　・買掛帳　・経費帳　・固定資産台帳　など。ただし、事業によって必要な帳簿が異なる。 この方法で記帳すると、青色申告特別控除は10万円となる。
現金式記帳簿で記帳するもの	現金主義による現金出納帳等 前々年度の所得金額の合計額が300万円以下の人で、選択したい年の3月15日までに「現金主義の所得計算による旨の届出書」を税務署へ提出する。ただし、青色申告特別控除は10万円のみとなる。

白色申告とは

基本的に記帳の義務はなく、取引等、入出金の分かるような資料と領収書等を元に申告する制度。ただし、青色申告にある所得金額の計算などについて有利な取扱はない。

申告に必要な書類	・収支内訳書　・確定申告書　・必要に応じて、所得から差し引いた控除額を証明する書類等。
----------	---

※国税庁HPより抜粋